

## 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正について（改正概要）

### 1 趣旨

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（以下「省エネ法施行令」という。）の改正に伴い、横浜市生活環境保全等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の第 89 条第 1 項第 1 号の改正を行います。

また、地球温暖化対策事業者が作成する地球温暖化対策計画の計画期間をそろえるために規則第 89 条第 3 項の改正を行います。

### 2 規則の改正概要

#### （1）省エネ法施行令改正に伴う改正【規則第 89 条第 1 項第 1 号】

規則第 89 条第 1 項第 1 号の「原油換算エネルギー使用量」を令和 5 年 4 月 1 日に改正施行された省エネ法施行令第 2 条第 2 項の引用とします。

#### （2）計画期間をそろえる改正【規則第 89 条第 3 項】

地球温暖化対策事業者の排出削減目標の全体像を把握するため、2025 年度から計画期間を全事業者そろえる改正を行います。

#### 【イメージ】

改正後第 1 期	2025 年度から 2027 年度まで
改正後第 2 期	2028 年度から 2030 年度まで
改正後第 3 期	2031 年度から 2033 年度まで
・	・
・	・

### 3 施行予定日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 添付資料

改正概要(新旧対照)